

(案)

## 業務用車両賃貸借契約（その8）

沖縄県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の条項による自動車の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の要旨）

第1条 この契約は、甲が使用する乙所有の物件について、甲乙間で賃貸借の条件等を定めるものとする。

（賃貸借物件の内容）

第2条 乙は、甲に対し、次の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

（1）車名・年式：別紙仕様書による

（2）型 式：別紙仕様書による

（3）数 量：1台

（4）付 属 品：別紙仕様書による

2 前項の車両がメーカーの納期長期化等により、契約開始日からすぐに提供できない場合、乙は前項の要件満たす代車（中古可）を甲に提供するものとする。

代車での対応は最小限の期間とし、メーカーの生産供給体制など諸般の事情を勘案し、甲乙協議のうえ定める。

（契約期間）

第3条 この契約は、沖縄県長期契約継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期契約であり、契約期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

2 この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

（契約の目的）

第4条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

（車両の引渡し）

第5条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ、行うものとする。

（瑕疵担保）

第6条 賃貸借物件が隠れたる瑕疵により運転及び操作に不具合が生じたときは、その補修、交換等については乙の責任において解決するものとする。

（賃貸借料）

第7条 賃貸借料は、総額 〇〇〇〇〇円、月額 〇〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税額総額 〇〇〇〇〇円、月額 〇〇〇〇〇円。）

2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第 8 条 乙は、前条に定める毎月の賃貸借料を使用月の翌月の 10 日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の乙の請求を受理した日から 30 日以内に乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、約定の期日までに賃借料を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、当該未支払い額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた率を乗じて得た額とする。ただし、その約定の期日までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(契約保証金)

第 9 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条による。

(公租公課)

第 10 条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第 11 条 乙は、この契約期間中の賃貸借軽車両について、次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、磨耗部品 油脂類の交換（タイヤ、バッテリー含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。

ただし、緊急時によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡したうえで、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 12 条 乙が前項に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたとき乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第 13 条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(損害賠償責任)

第 14 条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手に損害を与えたときは、契約違反者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した時は、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第1項に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第20条 この契約に定めない事項またはこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 本契約の契約期間中に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この証書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市字真地 123 番地  
沖縄県病害虫防除技術センター  
所 長

乙